

令和9年度
(令和8年度実施)
島根県公立学校
教員採用候補者

特別選考試験
(第2回)



島根県教育委員会

誰もが、誰かの、
たからもの。

受験の流れ

【出願（申込）】

令和8年

8月10日（月）9時00分から

9月16日（水）17時00分まで

※システムから申込みを行ってください
(詳しくは3～4、6～7ページ)



【受験者調査票提出】

9月23日（水）17時00分まで

※システムへ入力



【受験票交付】

9月下旬

※システムのマイページからダウンロード



【試験実施】

10月4日（日）



【合格発表】

10月15日（木） 9時00分

島根県教員採用情報提供サイト

しまねの先生ナビ



【試験の目的及び求める人材】

令和9年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために実施し、主に次のような人材を求めています。

◇県外で現職教員として活躍している方や、県内外で過去に正規教員として活躍していた方で、島根県の教育の発展のために尽力できる方

◇これまでの正規教員としての豊富な経験により、採用後に即戦力として活躍できる方

1 対 象 者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者が出願できます。

(1) 島根県外の正規現職教員

次の要件を全て満たす者

- ・現在、島根県外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く。）の教員として勤務していること
- ・令和9年3月31日時点で、正規採用の教員として通算3年（36月）以上（休職、育児休業等の期間を除く。以下同じ。）の勤務経験があること
- ・出願する区分について正規採用の教員としての勤務経験があること

(2) 正規教員経験者

次の要件を全て満たす者

- ・過去に、島根県内外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く。）の教員として勤務していたこと
- ・過去10年以内（平成28年4月1日～令和8年3月31日）に、正規採用の教員として、通算3年（36月）以上の勤務経験があること（令和8年4月1日以降正規教員は除く）
- ・出願する区分について正規採用の教員としての勤務経験があること

2 出願資格

次の(1)～(6)の全てを満たす者に限ります。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 特定性犯罪前科がない者（※1）
- (3) 昭和42年4月2日以降に生まれた者
- (4) 「4 要件」に定める教員免許状を有する者
- (5) 令和9年4月1日付けで島根県公立学校に勤務できる者（※2）
- (6) 本年度実施の島根県公立学校教員採用候補者特別選考試験を受験していない者

※1 「特定性犯罪」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第7項に規定する「特定性犯罪」をいう。以下同じ。

※2 本人の希望と欠員の状況により、令和8年度途中に採用する場合があります。

3 募集区分等

区 分		教科（科目等）	募集人数
小学校教諭			30名程度
中学校教諭		数学、理科	各教科 10名程度
		国語、英語、美術、技術、家庭	各教科 5名程度
高等学校教諭		情報、工業（機械）、水産（機関・栽培）	4名程度
特別支援学校教諭	小学部		2名程度
	中学部	技術	4名程度
	中学・高等部	国語、社会及び地理歴史、数学、理科、英語、音楽、美術、家庭	
	高等部	情報	

※ 出願者数によって、採用候補者名簿登載者（合格者）数は変動する場合があります。

4 要 件

区 分		要 件
小学校教諭		小学校教諭普通免許状の所有者
中学校教諭		中学校教諭普通免許状（国語、数学、理科、英語、美術、技術、家庭）の所有者
高等学校教諭		高等学校教諭普通免許状（情報、工業、水産）の所有者 ・高等学校教諭「水産（機関）」については、高等学校教諭普通免許状「商船」の所有者も出願可
特別支援学校教諭	小学部	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者
	中学部	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ中学校教諭普通免許状「技術」の所有者
	中学・高等部	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ出願する教科の中学校教諭普通免許状と高等学校教諭普通免許状の両方の所有者
	高等部	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ高等学校教諭普通免許状「情報」の所有者

※ 要件の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状（令和9年4月1日現在で有効な免許状）に限ります。

※ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を附さない常勤講師に任用します。この場合、「3 募集区分等」の「区分」欄の「教諭」を「任用の期限を附さない常勤講師」に読み替えます。以下同じ。

5 出願手続き

- (1) 出願期間 **令和8年8月10日（月）9時00分～9月16日（水）17時00分**
- (2) 出願方法 島根県教員採用試験受験等申込みシステム（Web）による出願
 - ① 出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム（以下、「システム」という。）でのみ受け付けます。詳しくは6ページ以降の「島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について」を確認してください。
 - ② 特別な事情によりシステムによる出願ができない場合は、令和8年9月7日（月）までに島根県教育庁学校企画課（以下、「学校企画課」という。）まで連絡してください。
- (3) 受験者調査票の提出 令和8年9月23日（水）17時00分までにシステムへ入力してください。
- (4) 留意事項
車椅子や補聴器の使用など受験への配慮を希望された場合は、令和8年9月25日（金）までに学校企画課から電話連絡します。

(5) 提出書類等

該当区分	提出書類等		
全出願者	教員免許状の証明書等	1部	・願書に記入した全ての普通免許状について、ア又はイのいずれかの書類 - ア 授与証明書（授与された都道府県教育委員会へ申請すること）又は普通免許状の写し（コピー） - イ 更新講習修了確認証明書の写し（コピー） ※ 島根県教育委員会において授与された普通免許状については、ア又はイの書類提出不要 ※ 免許状記載の氏名や本籍地に変更がある場合には、変更を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること ※ 通信教育の科目等履修又は認定講習受講等により随時取得見込の免許状は、免許取得可能であることを証明する書類（学力に関する証明書等）を提出すること
県外正規現職教員 ※「1 対象者」の(1)に該当する者	在職申告書（様式1）	1部	・所定の様式（様式1）を使用すること ※ 内定後に配付する所定の様式により、任命権者等による証明を受けること
正規教員経験者 ※「1 対象者」の(2)に該当する者	履歴申告書（様式2）	1部	・所定の様式（様式2）を使用すること ※ 内定後に配付する所定の様式により、過去に島根県内外の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校で正規採用の教員として勤務したすべての勤務について任命権者等による証明を受けること（島根県内の公立学校で正規採用の教員として勤務していた期間のものは不要）

- ※ 出願時は、在職申告書または履歴申告書により対象者としての要件を確認します。記載内容に不備や事実と異なる申告等がないか、内容を十分に確認してください。
- ※ 各様式は、学校企画課ホームページよりダウンロードしてください。
- ※ ダウンロードした様式は、全て変倍せずに普通紙（A4 サイズ）に印刷してください。
- ※ 提出書類は、令和8年9月18日（金）17時00分【必着】で学校企画課まで郵送してください。
- ※ 期限までの提出が難しい場合は、令和8年9月18日（金）17時00分までに学校企画課へ電話連絡してください。

【書類の提出先】

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

- ・封筒の表に「教員採用試験「特別選考試験」提出書類在中」と朱書きすること
- ・簡易書留郵便で郵送すること

6 選考試験

- 期 日 令和8年10月4日（日）
- 会 場 島根県職員会館（松江市内中原町52）
 - ※ 日程、会場及び携行品の詳細については、受験票と併せて、システムのマイページで通知します。
 - ※ 「国宝松江城 県庁前」バス停から徒歩5分。
 - ※ 県庁の駐車場を利用できますが、満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。
- 試験内容 個人面接
 - ※ 40分程度の面接を2回行います。
 - ※ 面接の中で「場面指導」を実施します。
- 結果通知 令和8年10月15日（木） ※9時00分にマイページで通知します。

7 採 用

- (1) 特別選考試験合格者を、令和9年度島根県公立学校教員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載します。ただし、名簿登載者のうち、本人の希望と欠員の状況により、令和8年度途中に採用する場合があります。
- (2) 名簿登載期間は、登載された日から令和10年4月1日までとします。
- (3) **出願資格を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。**
- (4) **名簿登載後、教員としてふさわしくない事実が判明した場合には、名簿の登載を取り消します。**

8 勤務条件等

- (1) 条件付採用期間
12か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (2) 勤務時間・休暇等
原則として、1日7時間45分（勤務校によって勤務開始時間および終了時間は異なります。）、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。
- (3) 賃金
初任給は、経歴に応じて決定します。

（初任給の例）

令和8年4月1日現在

区分	学歴	年齢	教員経歴	初任給月額
小・中学校教諭	大学卒	30 歳	8 年	333,841 円
		40 歳	18 年	400,359 円
		50 歳	28 年	439,308 円
高等学校教諭		30 歳	8 年	333,841 円
		40 歳	18 年	402,579 円
		50 歳	28 年	451,886 円
特別支援学校教諭		30 歳	8 年	344,922 円
		40 歳	18 年	413,660 円
		50 歳	28 年	462,967 円

※ 初任給月額には、教職調整額、義務教育等教員特別手当、給料の調整額（該当者のみ）を含みます。

※ この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当、産業教育手当（農業・水産・工業の教員のみ）等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

9 その他

- (1) 自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合は、学校企画課ホームページ及び「しまねの先生ナビ」、システムのマイページでお知らせします。
- (2) 提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにマイページから届け出てください。ただし、出願する区分・教科（科目等）の変更はできません。
- (3) この試験において提出された書類は、一切返却しません。

【問い合わせ先】〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課
電話 (0852) 60-0766 又は 090-5700-7953（平日8時30分から17時15分）
学校企画課ホームページ
(<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)
島根県教員採用情報提供サイト「しまねの先生ナビ」
(<https://www.shimane-kyoinsaiyo.com/>)



学校企画課HPは
←こちらから



しまねの先生ナビは
←こちらから

島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について

第1 出願方法

出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム(以下、「システム」という)でのみ受け付けます。インターネット環境がない、証明写真の登録ができないなど特別な事情により申込みができない場合は、令和8年9月7日(月)までに、島根県教育庁学校企画課(以下、学校企画課という)までお問い合わせください。

なお、システムでの申込みに加えて、書類の提出が必要な場合がありますので、実施要項 4 ページ(5出願手続き (5)提出書類等)をよくご確認ください。

第2 システムによる出願受付期間

令和8年8月10日(月) 9時00分 から 令和8年9月16日(水) 17時00分 まで

システムによる出願は、エントリー(事前登録)と本申込み(受験資格登録)の2段階方式となっています。

※ 受付は、システムのサーバーの時刻を基準とし、この間に本申込みが到達したものに限りです。なお、メンテナンス等のためシステムが停止する場合があります。また、通信障害、機器障害等によるトラブルについても一切考慮しませんので、必ず余裕を持って早めに申込みをしてください。受付期間内に本申込みが完了しなかった場合、受験できません。

※ 本申込みには証明写真のデータが必要です。

第3 注意事項

(1) インターネット環境

- ・インターネット環境にあるパソコンやスマートフォン等が必要です。
- ・OS : Windows11、macOS ※いずれも日本語版のみ対応、最新版推奨
- ・ブラウザ : Edge、Chrome、Safari ※いずれも最新版推奨

(2) メールアドレス

- ・継続して利用できる個人のメールアドレスが必要です。
- ・システムの利用者が、常時閲覧可能なメールアドレスを設定してください。(スマートフォン、携帯電話のメールアドレス可)
- ・メールソフトによっては、自動的に迷惑メールフォルダに振り分けられる場合がありますので、ご注意ください。

(3) 証明写真データ

- ・本申込み時に、令和8年5月以降に正面向、脱帽、無背景の上半身を撮影した写真データの登録が必要です。
- ・証明写真は、できるだけ証明写真自動撮影機、写真館等の専門店で撮影した写真データを登録してください。
- ・登録可能なファイル形式は、jpg、jpeg、png のみです。その他のファイル形式は登録できません。
- ・推奨サイズは縦 690 ピクセル、横 536 ピクセル、縦横比 4.5×3.5 の比率です。
- ・次の場合、証明写真の差し替えを求めます。
 - 写真のサイズが小さいもの
 - 写真の向きが違うもの
 - 背景が写っているもの
 - プリントアウトした写真をカメラ等で撮影したもの
 - 選考試験の願書等の写真としてふさわしくないと判断されたもの

第4 システムによる出願の流れ

(1) エントリー(事前登録) : システムにアクセスし、エントリーを行う

- ・システムによる出願を行うためには、あらかじめ、エントリーを行う必要があります。以下のサイトにアクセスしてエントリーを行ってください。

[エントリーフォーム : https://job.axol.jp/bx/s/shimane_gakkokikaku_27/entry/] ⇒



- ・既にエントリーをされている方は、再エントリーは不要です。お持ちの「ID番号」と「パスワード」でログインし、「(2) 本申込み(受験資格登録)」を行ってください。
- ・本システムでは、機種依存文字は使用できません。
- ・登録時に取得する「ID番号」と「パスワード」は以後の手続きに必要ですので、必ず控えをとり、忘れないようにしてください。また、他人に知られないよう取扱いには注意してください。

(2) 本申込み(受験資格登録) : システムのマイページから本申込みを行う

[令和8年8月10日(月) 9時00分 から 令和8年9月16日(水) 17時00分 まで]

・エントリー時に登録したメールアドレスに送付されたメールに記載された URL、又は以下のサイトにアクセスしてください。

[マイページログイン : https://job.axol.jp/bx/s/shimane_gakkokikaku_27/mypage/] ⇒



- ・エントリー時に取得した「ID 番号」と「パスワード」を入力し、マイページにログインしてください。
- ・マイページのメニューにある「受験資格登録フォーム(特別選考試験第2回)」にアクセスし、証明写真データ及び必要項目を登録してください。
- ・本申込みが完了すると、登録メールアドレス及びマイページのレターボックスに「出願(本申込み)完了のお知らせ」を自動送信します。このメール等が届かない場合、必ず受付期間中に学校企画課へお問い合わせください。

(3) 申込内容の確認 : システムのマイページから申込内容の確認を行う

[本申込み直後から確認可能]

- ・マイページのメニューにある「申込内容_確認用」から、申込内容の照会を行ってください。
- ・申込内容に誤り等があった場合、マイページのメニュー「申込内容修正依頼」から、届け出てください。ただし、出願締め切り後の変更はできません。
- ・内容審査の結果、学校企画課から電話やメールで問い合わせをすることがあります。

(4) 受験者調査票の提出 : システムのマイページから入力を行う

[本申込み直後から令和8年9月23日(水)17時00分まで]

- ・マイページのメニューにある「受験者調査票回答フォーム(特別選考試験)」にアクセスし入力してください。
- ・入力内容に誤り等があった場合、マイページのメニュー「お問合せフォーム」から、届け出てください。

(5) 受験票の出力 : システムのマイページから受験票をダウンロードする

[9月下旬]

- ・登録メールアドレスに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月1日(木)になってもメールが届かない場合は、学校企画課へお問い合わせください。
- ・マイページにログインし、メニュー「受験票出力」から、受験票をA4サイズの普通紙に印刷(モノクロ印刷可)してください。
- ・受験番号、氏名、募集区分及び自身の証明写真が印刷されていることを確認してください。
- ・プリンターがなく、コンビニエンスストアのプリントサービスも利用できない等、どうしても印刷ができない場合は、印刷した受験票(通常のコピー用紙に印刷したもの)を郵送します。郵送を希望する場合は、システムによる本申込み後、令和8年9月18日(金)までに、受験票送付依頼書(下記参照)に返信用封筒を添えて学校企画課あてに郵送(必着)してください。

<<受験票送付依頼書について>>

任意の用紙(A4サイズとすること)に次の内容を明記し、返信用封筒(角形2号:332mm×240mm)1枚(350円分の切手を貼り、あて先明記(郵便番号、住所、氏名))を同封して、学校企画課へ郵送すること。

(表題)受験票送付依頼書

- ・ID番号
- ・氏名
- ・郵便番号、住所
- ・電話番号

※ 郵送する封筒の表には、「教員採用試験受験票送付依頼書在中」と朱書きすること。

※ 簡易書留郵便等の適切な方法で郵送すること。郵便事故等については一切考慮しない。

第5 島根県教員採用試験受験等申込みシステムに関する問い合わせ先

島根県教育庁学校企画課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 電話 0852-60-0766/090-5700-7953 (平日8時30分から17時15分)

島根県は「教職員の働き方改革」を進めています

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さまへ —

誰かが、誰かの、
たからもの。

教職員の「働き方改革」にご理解・ご協力をお願いいたします。

教職員には、豊かな人間性や使命感、教育情熱といった資質を求め、子どもたちのために全力を尽くす責任があります。そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見ると、改善途上にあるものの、十分な長時間勤務が生じており、若手の中途退職も増えています。さらに、小・中学校を中心に、配置すべき数の教職員を確保できない環境も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を打開するとともに、生み出した時間を使って、質の向上を図るための授業の改善や、プリント等の印刷、職務の学習支援、教育相談など、子どもたち一人ひとりに丁寧に丁寧に向き合える環境をつくりたいと考えています。

このため、県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組めますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)

学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内をお願いします。

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時から午後5時頃までです。なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れない時間帯に行うことがあります。

登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。

子どもたちの安全な登下校のため、5分前や後3分などの協力をお願いします。また、校舎内についてもご家族での見守りをお願いします。

地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求める会・行事のうち可能なものについては、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。

学校によっては、学校が開催する会についても、参加費無料や参加しやすい時間、方法の工夫を進めます。

島根県教育委員会教育長 松江市教育委員会教育長 浜田市教育委員会教育長 出雲市教育委員会教育長 益田市教育委員会教育長
大田市教育委員会教育長 安来市教育委員会教育長 江津市教育委員会教育長 雲南市教育委員会教育長 奥出雲町教育委員会教育長
郡南町教育委員会教育長 川本町教育委員会教育長 美郷町教育委員会教育長 島根町教育委員会教育長 津和野町教育委員会教育長
吉賀町教育委員会教育長 土師町教育委員会教育長 西ノ郷町教育委員会教育長 知夫村教育委員会教育長 隠岐の島町教育委員会教育長

令和5年12月23日 共同メッセージ 島根県教育委員会

お問い合わせ：島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さまへ —

誰かが、誰かの、
たからもの。

教職員の「働き方改革」へのご理解・ご協力、ありがとうございます。

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さまへ —

教職員の「働き方改革」にご理解・ご協力をお願いいたします。

教職員には、豊かな人間性や使命感、教育情熱といった資質を求め、子どもたちのために全力を尽くす責任があります。そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見ると、改善途上にあるものの、十分な長時間勤務が生じており、若手の中途退職も増えています。さらに、小・中学校を中心に、配置すべき数の教職員を確保できない環境も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を打開するとともに、生み出した時間を使って、質の向上を図るための授業の改善や、プリント等の印刷、職務の学習支援、教育相談など、子どもたち一人ひとりに丁寧に丁寧に向き合える環境をつくりたいと考えています。

このため、県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組めますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)

学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内をお願いします。

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時から午後5時頃までです。なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れない時間帯に行うことがあります。

登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。

子どもたちの安全な登下校のため、5分前や後3分などの協力をお願いします。また、校舎内についてもご家族での見守りをお願いします。

地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求める会・行事のうち可能なものについては、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。

学校によっては、学校が開催する会についても、参加費無料や参加しやすい時間、方法の工夫を進めます。

島根県教育委員会教育長 松江市教育委員会教育長 浜田市教育委員会教育長 出雲市教育委員会教育長 益田市教育委員会教育長
大田市教育委員会教育長 安来市教育委員会教育長 江津市教育委員会教育長 雲南市教育委員会教育長 奥出雲町教育委員会教育長
郡南町教育委員会教育長 川本町教育委員会教育長 美郷町教育委員会教育長 島根町教育委員会教育長 津和野町教育委員会教育長
吉賀町教育委員会教育長 土師町教育委員会教育長 西ノ郷町教育委員会教育長 知夫村教育委員会教育長 隠岐の島町教育委員会教育長

令和5年12月23日 共同メッセージ 島根県教育委員会

お問い合わせ：島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6672

島根県教育委員会と県内市町村教育委員会は、教職員が心身ともに健康で、子どもたち一人ひとりに向き合いながら教育活動を行っているよう、「教職員の働き方改革」を進めています。

令和5年12月に県及び全19市町村教育委員会の教育長が、働き方改革について保護者や地域の皆さまにお願いしたいことを具体的にまとめた「共同メッセージ」を採択し、発表しました。さらに、続編として令和7年2月に、これまでのご理解とご協力に感謝を示すと共に、一層の協力を求める「共同メッセージ」を再度発表しています。

これらを受けて、学校からは「保護者・地域の皆さまに働き方改革への理解・協力をお願いすることができた。」、保護者・地域の方からは「学校行事の運営等手伝えることがないか考えるようになった。」等のお声をいただいています。

また、以下のような取組により、働き方改革を一層進めていくとともに、働き方改革により生み出した時間を、授業準備や働きやすい職場環境の改善に活かしていくことで、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保していきます。

生活時程や学校行事等の見直し

授業時数、通知表の作成回数削減

・長時間勤務の是正
・職場環境の改善
・ワーク・ライフ・バランスの適正化

デジタル化による業務改善

有給休暇の積極的取得

教員業務支援員、部活動指導員等、外部サポート人材配置

働き方改革について
詳しくはこちらから
学校企画課HP ⇒

